

住民異動届（転出）について（郵送）

村外へお引っ越しされる場合には、まず北山村に転出の届出をし、転出証明書の交付を受けてください。その上で、お引っ越し日以降 14 日以内に、新住所地で転入の届出をしてください。転入手続の際には必ず転出証明書が必要となります（特例転出を除く）。転出届は窓口、郵送どちらでも手続きすることができます。

【必要なもの】

- ・住民異動届
- ・本人確認書類のコピー（運転免許証、パスポート等）
- ・返信用封筒（84円切手）

【届出できる人】

本人又は同一の世帯員

【届出期間】

お引っ越しをされる日の概ね 14 日前から前日まで

※個人番号カードをお持ちの人へ（特例転出届）

現在有効なマイナンバーカードをお持ちの人は特例として、個人番号カードを使った転出（特例転出届）の手続をしていただくこととなります。

【必要なもの】

- ・特例転出届
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー

【届出できる人】

本人又は同一の世帯員

【届出期間】

お引っ越しをされる日の 1 か月前から前日（開庁日を除く）まで

送付先（お問い合わせ先）

〒647-1603

和歌山県東牟婁郡北山村大沼42

北山村役場 住民福祉課

TEL：0735-49-2331